



長野県告示第147号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社コムスン 松代ケアセンター	長野県長野市松代町松代515-18	平成19年3月16日

(2) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人仁雄会穂高病院	長野県安曇野市穂高4634番地	平成19年3月16日

(3) 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ショートステイたまゆら（併設型）	長野県飯田市北方2688番地2	平成19年3月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
さくだいら敬老園居宅介護支援事業所	長野県佐久市佐久平駅北17-4	平成19年3月16日
アイリスケアセンター塩尻	長野県塩尻市大字大門65-11	” ”

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社コムスン 松代ケアセンター	長野県長野市松代町松代515-18	平成19年3月16日

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人仁雄会穂高病院	長野県安曇野市穂高4634番地	平成19年3月16日
長野赤十字病院	長野県長野市若里5丁目22番地1号	” ”

(3) 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ショートステイたまゆら（併設型）	長野県飯田市北方2688番地2	平成19年3月16日

長寿福祉課

長野県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

中川村

2 都市計画事業の種類及び名称

飯島都市計画下水道事業 中川村公共下水道（大草処理区）

3 事業施行期間

平成5年11月10日から
平成23年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

生活排水対策課

長野県告示第149号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道

3 事業施行期間

昭和33年3月28日から

平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和33年建設省告示第617号、昭和37年建設省告示第652号、昭和42年建設省告示第3018号、昭和46年長野県告示第556号、昭和49年長野県告示第613号、昭和52年長野県告示第260号、昭和58年長野県告示第408号、昭和60年長野県告示第77号、昭和60年長野県告示第743号、昭和61年長野県告示第924号、昭和63年長野県告示第299号、平成元年長野県告示第609号、平成2年長野県告示第214号、平成3年長野県告示第216号、平成4年長野県告示第620号、平成6年長野県告示第84号、平成7年長野県告示第449号、平成9年長野県告示第17号、平成13年長野県告示第105号及び平成14年長野県告示第358号の事業地のうち、長野市大字大豆島字中ノ島地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

長野県告示第150号

土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

別表の公共事業の項中

- (2) 小規模零細地域農業基盤整備事業
- (3) 集落地域整備事業の農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業のうち農業集落排水施設整備事業
- (4) 農村総合整備事業の農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業のうち農業集落排水施設整備事業
- (5) ほ場整備事業(地域開発関連型)
- (6) 農地防災事業のうちため池等整備事業及び農地保全整備事業
- (7) 地すべり関連事業
- (8) 農業集落排水事業

- (2) 集落地域整備統合補助事業の農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業のうち農業集落排水施設整備事業
- (3) 農村振興総合整備事業の農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業のうち農業集落排水施設整備事業
- (4) 地域開発関連基盤整備事業
- (5) 農地防災事業のうちため池等整備事業及び農地保全整備事業
- (6) 地すべり関連事業
- (7) 農業集落排水資源循環統合補助事業
- (8) 村づくり交付金の農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業のうち農業集落排水施設整備事業

に、

むらづくり交付金	個性的で魅力あるむらづくりを推進するため、市町村が事業主体となり、むらづくり計画に基づいて行う事業で次に掲げるもの
----------	---

を

村づくり交付金	個性的で魅力ある村づくりを推進するため、市町村が事業主体となり、村づくり計画に基づいて行う事業で次に掲げるもの
---------	---

に、

ウ 農業集落排水施設整備
農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持若しくは農村生活環境の改善を図るために行う汚水、汚泥若しくは雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築

を

ウ 農業集落排水施設整備
農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図るために行う汚水若しくは雨水を処理する施設、雨水を排除する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに付帯する施設の整備又は改築

に、

(1) 市町村創造型整備
むらづくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備で知事が特に必要と認めるもの(総事業費の10%以内)

を

(1) 市町村創造型整備
村づくり計画に定める目標及び指標の達成に必要であり、かつ、事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備で知事が特に必要と認めるもの(総事業費の10%以内)

に、

<p>農業集落排水事業計画又は農業集落排水統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備であつて、次の要件に該当するもの</p> <p>(1) 受益戸数がおおむね20戸以上であり、かつ、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの</p> <p>(2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの</p> <p>(3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場等の汚水が含まれないもの</p>	同 上	10分の5.75以内
<p>農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥若しくは雨水を処理する施設又はそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備であつて、次の要件に該当するもの</p> <p>(1) 受益戸数がおおむね20戸以上であり、かつ、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの</p> <p>(2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの</p> <p>(3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場等の汚水が含まれないもの</p>	同 上	同 上
<p>農業集落排水事業計画又は農業集落排水統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設及びこれらに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの</p> <p>(1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの</p> <p>(2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの</p> <p>(3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの</p>	同 上	10分の5.375以内
<p>農業集落排水資源循環統合補助事業計画に基づき実施する農業集落のし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに付帯する施設（還元利用を目的とするものを含む。）の整備又は改築であつて、次の要件に該当するもの</p> <p>(1) 受益戸数がおおむね20戸以上を原則とし、排水路末端の受益戸数が2戸以上であるもの</p>		

を

に改

<p>(2) 原則として汚水処理施設の処理対象人口がおおむね1,000人程度に相当する規模以下であるもの</p> <p>(3) 重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等が含まれないもの</p>		
---	--	--

め、同表の農業集落排水緊急整備事業の項を削る。

農地整備課

長野県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所
飯田市千栄660の4・660の6・667の1・667の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、660の9から660の12まで、667の16、667の17、667の20
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県森林整備課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 施行者の名称
上田市
- 都市計画事業の種類及び名称
丸子都市計画公園事業 5・4・1号 信州国際音楽村周辺公園
- 事業施行期間
平成16年4月30日から
平成21年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
平成16年4月30日付長野県告示第323号の事業地のうち大字生田字馬場、及び字西峯地内において事業地を変更する。
 - 使用の部分
変更なし

都市計画課

長野県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月11日まで、長野県土木部道路課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 406号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の6地先から 須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の6地先まで	旧	m 13.0~17.6	km 0.1194
同 上	新	13.0~30.2	0.1194

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字山王島字荒町91番地先から 上高井郡小布施町大字山王島字荒町85番地先まで	旧	m 5.0~7.2	km 0.0440
同 上	新	6.2~8.2	0.0440

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の557地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の484地先まで	旧	m 7.8~26.0	km 0.0834
同 上	新	17.8~56.2	0.0834

- 4(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大前須坂線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の166地先から 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の164地先まで	旧	m 5.4~16.8	km 0.3267
同 上	新	11.8~39.4	0.3267

- 5(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 村山小布施停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字村山字流130番の2地先から 須坂市大字村山字流155番の3地先まで	旧	m 9.5~12.5	km 0.0980
同 上	新	12.5~15.0	0.0980

- 6(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 村山小布施停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字村山字堰向113番の2地先から 須坂市大字村山字堰向75番の1地先まで	旧	m 10.0	km 0.0910
同 上	新	12.5	0.0910

- 7(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 山田温泉線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の15地先から 上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の6地先まで	旧	m 9.2~19.2	km 0.3498
同 上	新	11.0~32.0	0.3498

道路課

長野県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月11日まで、長野県土木部道路課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 路線名 141号
- (2) 供用を開始する区間
佐久市白田字善阿弥1391番の1地先から
佐久市三塚字宮添95番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月28日
- 2(1) 路線名 462号
- (2) 供用を開始する区間
佐久市白田字善阿弥1391番の1地先から
佐久市三塚字宮添95番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月28日

道路課

長野県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月11日まで、長野県土木部道路課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 406号
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の6地先から
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日
- 2 (1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡小布施町大字山王島字荒町91番地先から
上高井郡小布施町大字山王島字荒町85番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日
- 3 (1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の557地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の484地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日
- 4 (1) 路線名 大前須坂線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の166地先から
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の164地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日
- 5 (1) 路線名 村山小布施停車場線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字村山字流130番の2地先から
須坂市大字村山字流155番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日

- 6 (1) 路線名 村山小布施停車場線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字村山字堰向113番の2地先から
須坂市大字村山字堰向75番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日
- 7 (1) 路線名 山田温泉線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の15地先から
上高井郡高山村大字牧字日影山2875番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日
- 8 (1) 路線名 中野小布施線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡小布施町大字小布施字上原875番の11地先から
上高井郡小布施町大字小布施字上原880番の8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成19年3月26日

道路課

長野県告示第156号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成19年3月20日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成19年3月26日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
千曲商工会議所	千曲市杭瀬下三丁目9番地	千曲市杭瀬下三丁目9番地

会計課

選告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成19年3月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

表中 「 長野市生涯学習センター | " 大字鶴賀問御所1271番地3 | " | を、

「 長野市生涯学習センター | " 大字鶴賀問御所1271番地3 | " | に改める。

長野市戸隠農村環境改善センター | " 戸隠豊岡1552番地 | " |

選挙管理委員会